

佐賀藩における藩政改革の基調（二）

藤野，保
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7183389>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 31, pp.249-297, 1986-03-25. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University
バージョン：
権利関係：



佐賀藩における藩政改革の基調(一)

藤野保

目次

- 一 藩政改革の条件分析
 - 1 外在的・客観的条件
 - 2 内在的・主体的条件
- 二 財政構造のメカニズムと危機の進行
 - 1 「大目安」について
 - 2 財政構造とその推移・変化(以上、前号)
- 三 藩政改革への志向(以下、本号)
 - 1 重茂の就封と法令の整備
 - 2 藩政改革への志向と挫折
- 四 藩政改革の基調とプロゼクト
 - 1 治茂の登場と藩政改革のスタート
 - 2 「御仕組八ヶ条」の改革プラン
 - 3 改革プロゼクト

三 藩政改革への志向

1 重茂の就封と法令の整備

宝暦元年以降、不健全な財政構造に象徴される藩体制の矛盾の拡大に対応して、藩権力はどのような政策を打ち出したか、その後の財政構造の推移との関連において考察することとしよう。¹それは同時に治茂(九代)の改革の前史を明らかにすることを意味する。

宝暦十年十一月、七代藩主宗教が病によって致仕し、宗茂七男の重茂が八代藩主に就仕した。²当時の財政状態は、翌十一年の初入部に際し、帰国費用の調達ができなかった事実に示されている。³重茂は帰国後の四月二十四日、「重茂公御年譜」に、

年来御相続向御差支ノ上、大捻ノ御臨時打重り、何分ニモ御相続ノ道無之ニ付、御藏方ヨリ委曲目安ヲ以テ、聊大切ノ御時節不安心千万、猶追々可申上由申上ニナル⁴

とあるように、財政再建の意志を表明し、五月三日には、親類・同格・家老・大目付・請役相談役・仕組方相談役・藏方頭人を招集して、財政改革と相続の仕組について吟味を命じ、⁵同十四日には、外様諸役を招集し、

今度代始、公辺ハ不及沙汰、国家ノ政務専要ニ付而ハ、諸役々風俗万端嚴密ニ可相勤、殊ニ差支ノ砌、公私氏不相濟、政務モ難立儀而已ニ有之間、上下令一和、此節何レ相続ノ節相整ル通、何レモ心底ヲ不残申談シ、存寄ノ儀ハ不闕筋々可申出⁶

と令して、財政再建についての意見を徴したが、重茂の財政再建の基調は、「御有米ヲ以テ御相続ノ御仕組相立⁷」るところにあった。いいかえれば、年貢米を基調とする財政再建策であり、それは同時に、享保飢饉のあと、六代藩主宗

茂によって打ち出された財政方針の継承でもあった。こうして、年貢米を基調とする財政再建策は、佐賀藩中期における藩政改革の理念として定着し、さらに治茂によって継承される。

こうして、宝暦十一年九月朔日、早くも詳細な「御印帳」・「御手頭」が公布された。いわゆる「宝暦十一年御印帳御手頭」といわれるものがそれである。それは「請役所」・「請役家老」の規定をはじめ、藩政の全般にわたるもので、要は財政危機に対処する相続の仕組について検討し、改革を加えながら藩体制と再建・整備するところにあった。

そこでまず、同「御印帳御手頭」の構成をみると、

一上(乾)

請役所掟、請役家老賞、境目方御手頭、蔵方頭人御手頭、津方御手頭、蔵方頭人御印帳、船方御印帳、蔵方御印帳

二上(坤)

臨時方頭人御手頭、年行司方御印帳、馬究方御印帳、大目付・小目付御手頭、寺社方御印帳、宗門方御印帳、町奉行・同付役御手頭、石火矢役頭人御手頭、船奉行御印帳

三下(乾)

勘定改頭人・同付役御手頭、勘定所目付御手頭、勘定所御印帳、小物成方頭人御手頭、小物成方相談役御手頭のほか御手頭四品(小物成方頭人・小物成方相談役・新地方野方役・川方役)、小物成方御印帳、諸獵方御印帳

四下(坤)

郡方御印帳、大河内皿山代官手頭、有田皿山代官御印帳、伊万里楠久心遣之者御手頭、代官御手頭、検者御手頭、究役御手頭

佐賀藩における藩政改革の基調(二)

となっており、詳細を極めている。

ところで、同「御印帳御手頭」は、例えば「請役所掟」の末尾に「右之条々、何も可被存其旨候、此外之儀者、慶安五年・明暦元年、泰盛院殿御印之鳥子帳五品被渡置候間、見合僉儀候而、以其畢竟無迦様可相調者也」^⑧とあり、また同じく「請役家老覚」の末尾に、

右之条々、無相違様可令裁断候、当時入用之儀斗を今度相改令書載候、委細之儀者、慶安五年・明暦元年、泰盛院殿御印之鳥子帳五品段々ニ被渡置候条、見合其畢竟を以無迦様可相調候、尤年寄共も相加令僉儀候様申付候間、可得其意者也^⑩

とあるように、現行法を中心に、あるいは当面必要な部分のみを改正して公布したものであり、基本は勝茂が判定した「鳥ノ子御帳」を検討し、その趣旨にもとづいて藩政を運営するところにあつた。

その現行法とは宗茂が制定した諸法令が多く、事実、「請役所掟」・「請役家老覚」とも、享保十八年制定の「掟」^⑪(請役所)・「請役」^⑫規定と同一であり、「当時入用之儀斗を今度相改令書載」とあるのは、人名の改正、その他の一部に留まっている。この点を明確に示しているのが、「小物成方頭人手頭」(御手頭四品のうち)の第一条である^⑬。

一 小物成方頭入其方申付候条、役内之儀泰盛院殿御印之帳面ニ、海量院殿被加御添削、向後為見合相渡為被置事候間、役々之者右之畢竟を以念情を入、万端廉直相勤候様可被申付候、尤相談役差副置候条、委細令熟談、毎年為能様其心懸行要之事

とあり、勝茂が制定した法令に宗茂が添削を加えた改訂法令が交付されたことが解る。さらに疲弊した農村に対する政策として重要な意味をもつ郡代・代官法令を逐一検討すると、「宝暦十一年御印帳御手頭」に収める「郡方御印帳」・「代官御手頭」は、これまた宗茂が享保十八年に制定した「郡方条目」・「代官手頭」^⑭と同一法令の再交付であつた。

以上によって、重茂の藩体制の再建構想は、年貢米を基調とする財政再建策と相まって、宗茂の改革路綿を継承したものと見えよう。先に外様諸役に対し、「諸役々風俗万端嚴密ニ可相勤」¹⁵方針を訓令した重茂は、「鳥ノ子御帳」を政治運営の基調としながら、藩政全般にわたる諸法令を整備・再交付し、検討・熟知せしめて、法にもとづく諸役人のシビアな勤務を要求したのであり、その際宗茂が制定した法令（現行法）が多く再交付されたのである。

こうした諸役人に対する法の導守とともに、他方において、「御相統ノ御仕組相立」¹⁶の趣旨のもとに、新しい改革路綿を打ち出した。それを代表するのが臨時方の新設である。すなわち、「臨時方頭人御手頭」の第一条によれば、

一 惣而年々蔵入、有米を以公私之諸用調候ハ而不相叶候處、近年勝手向打追之差支ニ而万端調兼、至極氣之毒成事候、依之今般臨時方其方共江申付相任候上者、相談人・附役共江も懇ニ被申達、いつれも差部有米遺合之定法相立、万事之繰合を以、銀米之入方相減、漸々余々も出来候様、可抽精勤儀肝要候事

とあり、年貢米を基調とする財政再建策を具体化し、「有米遺合之定法相立」る部局として設置されたものであり、それはこれまでの仕組方に変るものであった。¹⁸こうして臨時方は、「諸役人共差部、役内之繰合等を以、小事たり共、毎物相減候筋得失之分、能々立入令吟味、漸々繰合も相直候様可心懸」¹⁹（第二条）として、請役家老・蔵方頭人とも相談し、各部署の予算の節減・得失を立入吟味したのであり、それをもって「国家連続之仕組」²⁰とされたのである。そこから当然財政の仕組に対する検討が要求される。重茂が公布した「御印帳御手頭」に蔵方・勘定所・小物成方に関する諸法令がもっと多く収録されている所以はここにある。

そのうち、「蔵方頭人御印帳」は、三代藩主光茂が元禄三年制定した「蔵入掟」²¹を一部改正して再交付したものであり、「蔵方御印帳」は、同じく光茂が寛文元年制定した「蔵入方付而申渡条々」²²を一部改正・追加して再交付したものである。前者の改正点は、蔵入所務を藩政運営の第一に規定した旧法第一条に変えて、

一 領中之百姓至端々迄能在付、不及零落様申付候儀、政務之根元候条、在々迄順路ニ令支配候儀第一事候²³（第一条）

(以下略)

と規定したところにある。これはいうまでもなく、享保の飢饉以来、急速に悪化した農村の疲弊と倒百姓の発生という現状に対応して改正されたものであり、ここでは蔵入所務を藩政運営の第一とする意識から百姓の維持・防衛を政務の根元とする意識に変化している。さらに第七条において、旧法の落米規定を削除し、新たに検見規定を加えたのは、代官法令において、享保十八年制定の「代官手頭」を再交付した事能に対応したもので、田植時における「畝分ヶ帳」の提出(第一章第二節参照)は、「蔵方頭入御印帳」にも規定され、年貢増徴策が志向されたのである。

後者の主な改正点は、旧法の第五条に規定された年間予算の「目録」を、蔵方頭人より請役家老に提出・監査させる方式から、藩主が直接監査し、請役家老から「定帳」(目録)を提出する方式に変更したところにある。²⁵このことは、蔵入算用に関する藩主の責任体制が強化されたことを意味する。²⁶第六條。また追加法令は、何れも百姓の救済・対策に関するもので、第二七条において反米取立を別途として支出に制限を加え、第二八条において囲米制度を設けて凶年の備えとし、第二九条において百姓振舞を制限して零落を防止した。この点に関して注目されるのが、次の第三〇条の規定である。

一 百姓其外ニも有徳之者有之、万端ニ付不応身作法をいたし、其上困窮之百姓等²⁷高利之借物致させ、且又筋々之役入共申付を蔑ニ致し、郷村之妨ニ相成儀も有之様其間候、以後左様之儀全無之様、其²⁷可申付事

そこに示されている事実は、疲弊した農村内部での階級分化の進行である。すなわち、一方においては多数の「困窮之百姓」が存在すると同時に、他方においては土地を集積し「有徳之者」となった地主層の存在である。しかも、これらの地主層は「有徳」の商人とともに、困窮百姓性に対して高利貸し、その結果、農民の階級分化がいつそう進行しつつある姿である。百姓の維持・防衛を政務の根元とした重慶は、さらに進んで農村における高利貸付行為を禁止し、百姓経営の安定確保と再生産維持にあたったのである。

次に「勘定所御印帳」は、「毎算用之条々」以下財政仕組の基本を示したもので重要である。そのうち、同「条々」は、予算・決算書の作成をはじめ財政運用の仕組を詳細に規定したものである。まず第二条に、

一 壹ヶ年之大積、蔵入頭人立会相調之、毎年霜月蔵入物成凡目安ニ、其年之有米并立直段相極、積之帳面可差出事²⁸

として、「壹ヶ年之大積」、つまり予算書は、毎年十一月「蔵入物成目安」に、年貢米と立直段を決めて「積帳」を作成・提出させ、第七条では、

一 其年之蔵入物成凡目録、其師走中ニ請役家老江差出候様と相定候、右目録ニ而十二ヶ月之積仕、余米早々為可差分如斯候、明ル正・二月間ニ蔵入物成都合相候而目録仕立、凡目録取替候様と蔵入頭入申付候事³⁰

として、「蔵入物成凡目録」、つまり第一次予算書は、十二月中に請役家老に提出し、それをもって一年間の予算執行の見積りを立てるとともに、予備費を分けて計上し、翌年の一―二月の間に、年貢収入を締めて「凡目録」、つまり最終的な予算書を作成³¹、先の第一次予算書と取替えさせた。さらに「算用仕様之覚」第十七条では、

一 毎年蔵入頭人より差出候其年之物成都合目録仕立様之事³²

として、「蔵入物成目安」（予算書）作成の様式を示すとともに、第一条では、

一 毎年十月限算用究之者も差出候大目安帳仕立様之事³⁴

として、「蔵入物成并銀遣方大目安」、つまり、決算書作成の様式を示している。こうした財政運用の仕組と様式は、すでに寛永十四年に成立し、同十八年に整備され、慶安五年の「鳥ノ子御帳」をへて貞享元年の「御印帳」に至って確立する³⁵。宝暦十一年の「勘定所御印帳」は、以上みる貞享元年の「御印帳」を改正・追加し再交付したもので、「鳥ノ子御帳」の「諸算用一通」³⁷より詳細を極めている。しかも、掛硯方財源の運用や借銀返済の記載様式を細かに規定しているところに、借銀依存の体制から招来される不健全な財政構造に対処し、適正な財政運用を図ろうとする重茂の意図と方針をみることができる。

最後に「小物成方御印帳」は、三代藩主光茂が貞享二年制定した「小物成方定」³⁸⁾の方針を踏襲したものであるが、³⁹⁾ほかに小物成に関する四種の「御手頭」(小物成方頭人・小物成方相談役・新地方野方・川方役)が交付され、運用規定が詳細となっている。そのうち、「小物成方頭人御手頭」の第一条に、

一 惣躰小物成方一通、諸運上所務之員數不限、山野・海川等新古取立之任組、前々々隱密之事候間、年寄并其役之外、一切相洩間敷候、金銀之出方入方一ヶ年之目安、其年々懸硯方役所相納候上、我等可見届候、納方之儀者、何筋方何程ニノ相納候と有之儀を、具ニ書戴候様可申付事⁴⁰⁾

とあり、小物成収入は特別会計として掛硯方財源に属するため、ここでも秘密を守るよう訓令するとともに、金銀出入の一ヶ年の「目安」を懸(掛)硯方役所へ提出させている。これは掛硯方財政が藩主の機密費に属するため、藩主が直接監査するとともに、小物成の収納については、その取立筋・数量を、さらに具体的に記載させたのである。

以上、宝暦十年に八代藩主に就任した重茂は、年貢米を基調とする財政再建構想のもと、翌十一年に至って、藩政全般にわたる諸法令を整備・再交付し、財政危機に対処する相続の仕組について検討し、改革を加えたがら藩体制の再建・整備にあたったが、その中心は財政仕組の検討・整備にあたった。藩財政の基盤をなす農村の疲弊と倒百姓の発生は、百姓の維持・防衛を目的とする方々な農村政策の展開とともに、予算・決算書の作成をはじめ適正な財政運用を必要としたからである。重要なことは、重茂の藩政全般にわたる諸法令の整備が、実は九代藩主治茂の藩政改革の前提をなしたところにある。⁴¹⁾

そこで次に、重茂の財政再建策は、その後どのように展開したか考察することとしよう。

2 藩政改革への志向と挫折

宝暦十一年九月朔日、諸法令の整備・再交付を通じて適正な財政運用を志向した重茂は、同月二十七日、「鍋島氏親

類家老等連署起請文前書案」・「鍋島氏三家親類家老等連署誓詞案」・「鍋島氏親類並二着座以上連署誓詞案」の三通りの起請文・誓詞を徴収した。このうち最初の「起請文前書案」は、これまで諸家老から提出された起請文と同じ内容をなすもので、重茂に対し、身命の限り二心・野心なく奉公し、たとえ徒党を結び、主命に背く者があっても、重茂と行動をとともにすることを誓ったうえで、用捨なく意見することを述べたものである。

第二の三家を加えた「連署誓詞案」は、これまた三家を加えたこれまでの誓詞と同じ内容のもので、三家以上親類・同格・家老の「在佐賀」・登城による藩政協力を誓ったうえで、軍役・訴訟・縁組み・養子・蔵入地の所替えや小物成地についての諸規定遵守を誓約したものであり、第三の着座以上の「連署誓詞案」は、これまでの同種の誓詞に、藩政執行上の心構えなどを追加したものであるが、ここでも「在佐賀」・登城による藩政協力への誓詞は第一条に設定している。

こうして重茂は、諸法令の整備・再交付の直後、着座以上の上級家臣団から起請文・誓詞を徴して主徒制を強化するとともに、「在佐賀」・登城による藩政の協力を求めたのであるが、十二月二十九日には、先例により「御代始条目」を發布した。重茂の「御代始条目」の特色は、宗茂にならない儉約の条項を設けたところにあるが（第六条）、さらに第三条において、

一 忠義之志を以令精勤、万端差働、能奉公いたし候者ハ、段々立身加増をも可申付候間、右之通之者ハ、其筋より速に可達耳之、尤忠賞之道ハ至テ重き事候、聊不順之儀共有之而ハ、甚不可然候条、役頭共江も能々申談、随分念を入吟味可有之事

として、忠義の志をもって精勤せしめ、よき奉公者に対する立身・加増の条項を新たに設けたところにある。

ここに財政再建を目標とする重茂治下の藩政がスタートしたが、先に重茂が求めた家中からの財政再建策は提出されず、却って宝暦十二年の早魃・大風による被害によって、財政危機はいっそう進行した。宝暦十三年十二月八日、

重茂は親類・家老以下の諸役人を招集し、財政再建についての意見を再び徴したが、そのなかで重茂は、「蔵方年来之差支、只今之通ニ而者、国家相続不相叶」と述べ、さらに「去々年(宝曆十一年)已来、猶又其仕与も申付候共、年来之末一圓其詮不相見」として、財政再建の効果が現われるに至っていない現状を憂慮するとともに、「此上者国家ニ懸、聊大切之時節候間、親類・家老中者不及沙汰、家中下々ニ至迄、相続筋存寄候儀於有之者、少も無用捨不残心底可申達候」として、再び財政再建についての意見を徴したのである。

明けて明和元年二月、財政危機に対する具体策が打ち出されたが、それは蔵入地をはじめ城下市中および津内の郷宿に対する先納銀の賦課である。⁽⁵⁶⁾

近年臨時御物入打重り、殊去手秋大損毛打追ニテ、至極ノ御行詰、且明春御老中御招請御入方等、御国家ニ相掛り、聊大切ノ儀ニ付、御家中御馳走飯米モ過分ニ相増レ候テモ、莫太ノ御明日ニ付、左ノ通御領中先納銀米相掛ラル

一 御領中御蔵入、地米壹石ニ付米三升ツ、

一 御城下市中并津内郷宿、竈口壹間ニ付銀壹匁宛

一 御領中御蔵入地米本地、壹石ニ付米三升宛

すなわち、蔵入地に対しては地米一石につき米三升ずつ、城下市中および津内の郷宿に対しては竈口一間につき銀壹匁ずつ先納銀・米が賦課された。ところが、同年八月十三日、重茂より請役家老へ渡された「書付」⁽⁵⁷⁾によれば、家中が増御馳走米によって窮乏している現状と郷宿に先納銀を賦課することに対する配慮から、「御馳走米も不相増、先納等不申付候而、相整候参道者有之間敷哉、今一往幾重ニも吟味有之候様、被仰出候」とあり、増御馳走米と先納銀の賦課について、請役家老に再吟味を命じている。

一方、財政の仕組については、同年六月三日、請役所より重茂に対して、次のような荷が出された。⁽⁵⁸⁾

近度御相統筋之儀、いづれも立会僉儀仕候趣奉候処、其通被仰付而者、御蔵方御仕組専要之儀ニ御座候、然者近

年郷村致零落、其上百姓風俗患敷相成、彼是ニ而耕作之取続不相続叶処より、御救米并春落等年々差出、夫丈者御取箇相減、只今之打追ニ御座候ハ、年々積候而者、過分御取箇相減申候外無御座候、此儀御相続之根元御座候付而者、何卒百姓共農業ニ相進、打追春落米等漸々御取上、御取箇相増候御仕組無之而不叶儀候（下略）

ここで重要なことは次の二点である。一つは「大目安」に除米として計上された「春落米」が、御救米同様、疲弊した農村に対する救済の意味をもち、百姓経営の再生産維持の役割をもっていたこと、二つは、そのことによって取箇が減少しているのは相続の根元に関わる問題であり、そのため、「春落米」等の除米を少なくし、取箇を増加することが相続の仕組にとって重要であると意識していること、以上である。要は財政仕組の改正による年貢増徴策にあった。

佐賀藩における財政仕組、とりわけ年貢徴収において、地米（物成米）に占める「春落米」・「当落米」等の除米の占める比率が極めて高かったことは、すでに享保十年と宝暦元年について考察したところであり、しかも享保から宝暦にかけて、「当落米」に対し「春落米」は増加する傾向にあった。⁶⁹この傾向はその後も変わりなく、例えば明和元年の場合、「春落米」が一万八、七七三石六斗九升六合に対し、「当落米」は一万三、八一四石七升となっており、その他を合わせた除米の合計は、地米一三万七、九四六石八斗五升七合に対し、四万八、一六三石六斗一升八合となっており、地米に対する除米の比率は三五%を占めている。⁶⁹請役所が財政仕組の改革として、この点に着目し、除米を少なくして年貢の増加を意図したのはもともとであるが、この点についての重茂の解答はなかった。逆に除米を少なくすると農村の疲弊はいっそう進行する。

次に家臣団対策としては、同年六月二十七日、五カ年の期限をもって儉約仕組が実施された。⁷⁰佐賀藩における家臣団の財政窮乏の原因は、基本的には蔵入・家中を一体とする藩財政の運営方式にある。いわゆる「ゆい」の論理がそれであり、それが御馳走米という形で、蔵入地における地米とともに、一般会計における米収入の基本を構成してい

たことは、すでに考察したところである。⁶⁵ しかも、「売米」が『残有米』（本口合米より特別会計を差し引いた残米）一般会計における米収入）をオーヴァーするようにになると、御馳走米は「不足米」や「買入米」を補完する形で負担強化を余儀なくされたのである。⁶⁶

こうした家臣団の財政窮乏は、重茂の宝暦十一年、「無抛高利之銀米を借請、最早相統難叶」という状態にあった。家臣団対策は疲弊した農村対策とともに重要な政治課題であった。重茂は同年九月、「只今切地并蔵留証文銀借請置候一通、其外諸借銀米、当暮方回三拾ヶ年賦に返済被仰付」とあるように、借銀米返済の三十年賦を実施する一方で、同年十二月に公布した「御代始条目」の第六条においては、

一家中之者端々至まで、一統に儉約を用ひ、専相統之計專要ニ候、若外には儉約を守り候之様いたし、内証には分過之奢侈を用ひ、其費打追猶々困窮におよび、奉公も難成、又ハ儉約を申立ニいたし、分限不相応ニ卑劣之いたし方等有之者ハ、畢竟不忠之至候間、右躰之者於有之ハ令僉議可申聞候⁶⁶（下略）

として、家臣団に儉約の励行を命じた。明和元年における五カ年間の儉約仕組は、これをさらに徹底したものである。こうした家中救済と儉約仕組の実施という政策の試行錯誤のなかで、御馳走米は一向軽減されず、宝暦十二年一万六四四〇石⁶⁷であった御馳走米額は、明和元年二万七、一四八石となり、同二年以降三万石台に上昇する。このことは「買入米」の上昇とともに藩財政のいっそうの窮乏を物語るものである。

こうして、明和三年二月二十日、重茂より親類同格・家老中へ渡された「書付」によれば、

年来打追之差支ニ而、国用調兼候上、別近年者銀米之繰合悪敷候処方、既ニ公刃之勤も差明候躰成行、政務も不相立、就中別去暮^{ニホカ}而者、弥ヶ上之差支ニ而、家中諸切米等も今以尖ニ相渡候儀不相叶由相聞、甚笑止之儀ニ候、其者共ニ成候而者、唯難儀可致敷敷事ニ候、先年以来度々いつれも江相統之道出来候様、可致吟味旨申付候得共、一圓格別之吟味も無之哉、不申聞候（下略）

とあり、財政逼迫のため公儀奉公もまかりならず、家臣団に対する切米支給も困難な状態に立ち至ったことが解る。重茂は、財政再建に関する意見の徴収に対し、一向に格別の吟味がなされていらない現状に対し、不満の意志を表明しているが、六月十七日には、取り敢ずこの秋参勤時に持参する掛硯財源より切米を支給するよう指示している。¹¹⁾

この年明和三年の「大目安」¹²⁾によれば、明和元年以降上昇した「買入米」・御馳走米（米収入）および借銀（銀収入）は、さらに急速に上昇し、「買入米」は明和元年の二万五、四九四石より四万七、一〇一石へ、御馳走米は同じく二万七、一四八石より三万三、六六五石へ、借銀は同じく二万三、八三九貫より三万一、三九八貫に上昇し、佐賀藩の財政構造は急速な悪化を示している。家臣団に対する切米支給が困難となり、参勤時に藩主が持参する掛硯財源より立替るといふ発想は、ここに由来する。それは「御有米ヲ以テ御相統ノ御仕組相立」¹³⁾という重茂の財政再建策とは程遠いものであった。

こうして、襲封間もない宝暦十一年九月、諸法令を整備・再交付し、適正な財政運用によって藩体制の再建・整備を志向した重茂は、家臣団に対する主従制の強化と藩政協力要請のもと、明和元年より財政危機に対する具体策打ち出したが、重茂の財政再建策は、藩主主導の再建策ではなく、家中にその意見を求めるところに特色があった。しかもその政策は、例えば先納銀の賦課を命じながら、間もなく再吟味を求めるところに、進行する財政危機のなかで試行錯誤を繰り返すところにあった。この点、家臣団対策も例外ではなく、結局は儉約仕組の実施に留まった。財政再建にとって重要な意味をもつ財政仕組の改正については、「勘定所御印帳」をはじめ適正な法を公布しながら、僅かに請役所から「春落米」等の除米の軽減に関する意見が提出されたに留まった。重茂の藩政改革の意図は挫折したのである。それとはうらはらに、佐賀藩の財政構造は、明和元年以降急速に悪化し、同三年以降ピークに達する。そうしたなかで、収支構造のメカニズムから招来される財政規模総枠拡大の傾向はいっそう拍車をかけられ、不健全な財政構造はさらに悪循環を繰り返していったのである。

しかしながら、そうしたなかで、重茂が家臣団に対して再三求めた財政再建案が、明和四年に至って提出されたことは重要である。いわゆる「御仕組八ヶ条」⁷⁵ というのがそれである。それは九代藩主治茂による藩政改革のモデルとなすものであった。実に佐賀藩中期における重茂の歴史的意義は、「宝暦十一年御印帳御手頭」が、治茂の藩政改革の前提をなすと同時に、「御仕組八ヶ条」がそのモデルをなしたところにある。⁷⁶

【註】

- (1) 「宝暦十年御物成并銀御遣方大目安」の分析による同年の財政構造については、長野暹『幕藩制社会の財政構造』三五四―七四頁参照。
- (2) 「重茂公御年譜」二。
- (3) ～(7) 「重茂公御年譜」三。
- (8) 「宝暦十一年御印帳御手頭」上(乾・坤)・下(乾・坤)。
- (9) 「請役所掟」(「宝暦十一年御印帳御手頭」上(乾)所収)。
- (10) 「請役家老覚」(右同所収)。
- (11) 「享保十八年掟」。
- (12) 「請役」(享保十八年)。
- (13) 「小物成方頭人御手頭」(「宝暦十一年御印帳御手頭」下(乾)所収)。
- (14) 「郡方条目」(享保十八年)(「長崎県史」史料編第二所収)、(「享保十八年代官手頭」。
- (15) 「重茂公御年譜」三。
- (16) 「臨時方頭人御手頭」(「宝暦十一年御印帳御手頭」上「坤」所収)。
- (17) 「御側外様諸役調子」。
- (18) 「御側外様諸役調子」。
- (19) (20) 註(17)と同じ。
- (21) 「元禄三年蔵入掟」。
- (22) 「寛文元年蔵入方付而申渡条々」。

(23) 「藏方頭人御印帳」(宝曆十一年御印帳御手頭)(上(乾)所収)。

(24) 「代官御手頭」(宝曆十一年御印帳御手頭)(下(坤)所収)。

(25) 「藏方御印帳」(宝曆十一年御印帳御手頭)(上(乾)訴収)。

一蔵入十二ヶ月惣仕廻之儀、其年之有米并立直段を以、其方并勘定役之者立会大積帳仕立、我等見居候上、請役家老より定帳可相渡候、右之内在国年之諸遺方残銀米可有之を、其方手形ニ差置候而、翌參勤年之差次料ニ可仕候、其上ニ而残銀米於有之ハ、其趣請役家老互相達之、勘定所相納候上、掛硯役互可相渡事(傍点筆者)。

(26) これまで算用についての藩主の直接監査は小物成算用(掛硯方財政機密費)に限られ、蔵入算用(本年貢)における算用の編成・執行は、請役家老の監督と責任において運営されていた(藤野保「佐賀藩中期における権力構造と政治形態」(一)(二)△『九州文化史研究所紀要』二七・二八号▽参照)。

(27) 註(25)と同じ。

(28) 「勘定所御印帳」(宝曆十一年御印帳御手頭)(上(乾)所収)。「毎年算用之条々」以下、「算用仕様之覚」・「江戸京大坂下関長崎国許役者互算用帳仕立様大形申渡覚」・「定置候条々」・「祈禱立願方」・「天満」・「夫料反米ニ付而定」・「江戸上方逗留并往来主従之定」・「右路銀駄賃銀米渡様之定」・「飛脚路銀駄賃渡様之覚」・「御普請一通」の諸規定よりなる。

(29) (30) 註(28)と同じ。

(31) 「算用仕様之覚」の第一七条によれば、「右之目録 其年之師走先凡目録差出、正月・二月間に落米以下相ノ目録仕立、凡目録取替可申事」(傍点筆者)とあり、「落米」以下除米の最終集計が翌年の一―二月におこなわれ、第一次算書と取替えて最終的な算書が作成された。

(32) 註(28)と同じ。

(33) 「算用仕様之覚」第一七条に「蔵入物成目安」(算書)の作成様式が示されているが長文のため省略する。

(34) 註(28)と同じ。「同」第一八条には「蔵入物成并銀遣方大目安」(決算書)の作成様式が示されているが、同じく長文のため省略する。

(35) 「多久家有之候御書類写」、「貞享元年御印帳」、長野暹『幕藩制社会の財政構造』一八二―一九三頁参照。

(36) 「諸算用方付而申渡覚」。

佐賀藩における藩政改革の基調(二)

佐賀藩における藩政改革の基調(一)

- (37) 「諸算用一通」(「鳥ノ子御帳」三所収)。
(38) 「貞享二年小物成方定」。
(39) 藤野保前掲『九州文化史研究所紀要』二七・二八号掲載論文参照。
(40) 「小物成方御印帳」(宝曆十一年御印帳御手頭)(下(乾)所収)。
(41) 「治茂公御改正御書付」(『鳥栖市史』資料編第三集所収)。
(42) 「白石鍋島家文書」(『佐賀県史料集成』一五卷所収) 四四号鍋島氏親類家老等連署起請文前書案。
(43) 「白石鍋島家文書」(『同』一五卷所収) 四五号鍋島氏三家親類家老等連署誓詞案。
(44) 「白石鍋島家文書」(『同』一五卷所収) 四六号鍋島氏親類並二着座以上連署誓詞案。
(45) 「五番御掛硯誓詞書写」一。
(46) (47) 「五番御掛硯誓詞書写」二。
(48) 三代藩主光茂が發布した「御代始条目」は、その後継承され、歴代藩主は襲封に際し「御代始条目」を發布するのが慣行となつた。
(49) 「重茂公御年譜」三、「白石鍋島家文書」(『佐賀県史料集成』一五卷所収) 四七号鍋島重茂始条目写。
(50) 「白石鍋島家文書」(『同』一五卷所収) 三七号鍋島宗茂代始条目写。
(51) 註(49)と同じ。
(52) (55) 「重茂公御年譜」五。
(56) (58) 「重茂公御年譜」六。
(59) 第一章第二節参照。
(60) 「明和元年御物成并銀御遣方大目安」。
(61) 「重茂公御年譜」六。
(62) (63) 第二章第二節参照。
(64) (65) 「触状写」(宝曆十一年巳九月ヨリ同十二年午八月迄)。長野暹「佐賀藩中期の財政と藩政の展開」(『法経論集』一一ノ一・一二)参照。
(66) 註(49)と同じ。

(67) 「宝曆十二年御物成并銀御遺方大目安」。

(68) 明和元年・二年・三年・四年の各「大目安」。

(69) 「買入米」は、明和元年・二年二万石台であったのが、同三年四万石台となり、同四年以降五万石台に上昇する(当該年次の各「大目安」)。

(70) 「重茂公御年譜」七。

(71) 「明和三年御物成并銀御遺方大目安」。

(73) 佐賀藩では明和二年、財政構造の急速な悪化のなかで銀札騒動がおこっている。これより先宝暦十三年、城下町居住の足軽野口太左衛門・堤久兵衛を札元として銀三〇〇貫目の藩札を発行したが、これが明和二年に至って準備金が不足となり、引替えが不可能となったため、町人らによる札元宅の打毀しとなった。財政構造の急速な悪化が銀札の濫発となり、兌換が不可能となったためおこった騒動であるが、城下町居住の足軽が札元になっているところに、佐賀藩の特色を見出すことができる(「重茂公御年譜」五・六、『佐賀県史』中巻(近世編)二〇二頁参照)。

(74) 「重茂公御年譜」二二。

(75) 「御仕組八ヶ条」、長野運『幕藩制社会の財政構造』二八五―三三二頁参照。

(76) 「御仕組八ヶ条」に、「今年(明和四年)筆者(日峯様百五拾年御忌ニ被為当候)とあるように、「御仕組八ヶ条」は、いみじくも藩祖鍋島直茂の一五〇年忌に提出された。ところが同じ明和四年、これまた直茂の一五〇年忌を期して、先に寛延二年(藩主七代宗教)、本藩に没収された高一万石(物成四、〇〇〇石)が諫早茂成に返還された(「重茂公御年譜」七、「茂成公御代」△諫早家文書)。この没収に反対しておこったのがいわゆる諫早一揆である。宗教の早期隠居願いとその継嗣をめぐる、次弟(実際は宗茂五男)の主膳(直鄰)支持派と、三弟(同じく七男)の右平太(重茂)支持派との間に対立があり、両派は幕府に働きかけたが、結局主膳の擁立は失敗し、寛延二年右平太が継嗣となった(「重茂公御年譜」一)、このとき主膳支持派と目された親類同格の諫早茂行は塾居・隠居を命じられ、高一万石の没収となったのである。そのため、本藩(宗教・重茂)と諫早家との間には矛盾・緊張関係が内在したが、直茂一五〇年忌を期しての没収地返還は、そうした矛盾・緊張関係を解消することになった。なお、支藩蓮池藩主の鍋島直恒も主膳支持派であったが、『蓮池藩日誌』、こうした本藩と二門・重臣の矛盾・緊張関係の存在が、「在佐賀」・登城による藩政協力誓詞提出にかかわらず、重茂の藩政執行を困難にした一つの理由と考えられる。

四 藩政改革の基調とプロゼクト

1 治茂の登場と藩政改革のスタート

明和七年六月、重茂が病によって死去し、翌七月、重茂の弟治茂(宗茂一〇男)が九代藩主に就任した。佐賀藩は七代藩主宗教以降重茂・治茂と宗茂系によって相続・継承されるのである。

これより先宝暦十三年、治茂(当時直熙)は一九才で支藩鹿島藩(二万石)の藩主となった。支藩の財政窮乏は本藩より以上に著しく、明和三年二月十三日、本藩年寄中より鹿島藩家老宛に差出された通達によれば、

和泉守様(直熙)御内証必止と御差支、御相続不被相叶ニ付、旧冬御取替御願被成候得共、御蔵方極々御差詰、何分ニも参道無御座趣、請役所より委細御達仕候、乍然至極之御行詰、此上御家来杯致方も無之、並々之儀ニ而無御座ニ付而、猶又御賢慮を以御相続被成候様被仰付度旨、旧臘以御口達書被仰下承知仕候^①

とあり、鹿島藩の財政逼迫は、藩主となった直熙をして、相続不可能につき取替え願いを提出させるほどであった。これに対して本藩は鹿島藩家老に対し、直熙が「賢慮」をもって鹿島藩を相続するよう進言せしめている。直熙は、こうした支藩主としての経験を通じて、支藩財政の逼迫を痛感するとともに、支藩財政を再建するためには、本藩の財政仕組を改革するよりほかにないものと痛感したに違いない。本藩主襲封後の藩政改革の実施がこのことを雄弁に物語っている。

ところで、重茂は当初支藩の筆頭に位置する小城六代藩主直員の次男伊三郎(直愈)を養子にする意志をもっていたが、病氣・幼少の理由によって、実弟直熙を養子とし、こうして、本藩九代藩主治茂(直熙改名)が登場する。治茂は

鹿島藩主たること七年にして本藩を相続したわけであるが、それは紀伊藩主より徳川宗家を相続した八代將軍吉宗の襲封事情に類似する。

治茂は襲封直後の七月十三日、請役所勝手方心遣鍋島武雄横茂和（主水）に對し、

一筆令申候、信州公御願置之通、我等儀今度相続被仰付、長崎御番も蒙仰難有次第候、右ニ付而者、第一御番方太切之儀ニ候得者、猶又入念勤番之儀肝要候、扱又政務方領中ノ等無疎様、何も立会万端遂吟味心遣不能申候、右之段主水も申遣事候、旁為可相違如期候、謹言

七月十三日

和泉

鍋島能登殿

信州公、し（中略）不能申候、右之段能登（茂明）江も申遣事候、旁可有其心得候、以上

七月十三日

直照

鍋島主水とのへ

として、まずもって、「長崎御番」の重要性を強調し、入念に勤番するよう令するとともに、政務筋・領中取締りについて疎略がないよう万端の吟味を申し渡した。ついで「御家統御仕組役」として、諫早茂因・鍋島集人（留守詰、中野数馬（年役）、空閑惣右衛門（留守居）、梅崎二太夫（側頭）、須古弥五右衛門（進物役）、渋谷忠兵衛（留守居詰、右筆）、沢野幸太夫（右筆）、龜藤太夫（銀方）らを任命した。

こうして、治茂の藩政改革は御家相続のための仕組役の任命から着手されたが、翌八月に入って、九月から就任する請役家老以上の請役を、次のように決定した。

神埼郡

對馬（神代直賢）

佐賀郡

若狭（村田政賢）

佐賀藩における藩政改革の基調（二）

佐賀藩における藩政改革の基調(一)

請役勝手方都合心遣

能登(武雄茂明)

江戸供

兵庫(藤早茂凶)

杵島・松浦・彼杵(馬究兼)

阿波(須古茂訓)

請役(勝手方兼)

主水(横岳茂和)

勝手方

弥平左衛門(神代鍋島茂雄)

三根・養父郡

弾右衛門(采田茂旭)

江戸詰勝手方

隼人(伊万里道房)

年行司

鞆負(合町敬武)

千石以上

請役家老は重茂時代につづいて鍋島岳茂和が任命されて勝手方頭人を兼担し、鍋島神代茂真は勝手方、鍋島武雄茂明は同心遣として茂和・茂真の相談役となった。ほかに鍋島倉町敬武が年行司、鍋島伊万里道房が江戸詰勝手方に任命され、諫早茂凶は「江戸供」として留守詰に任命された。各郡名を名乗った役職は郡方頭人(郡代)であり、神埼郡は神代直賢、佐賀郡は村田政賢、杵島・松浦・彼杵三郡は鍋島古須茂訓、三根・養父両郡は鍋島太田恒が任命されている。何れも親類同格・家老級の大身であり、ほかに小城郡・藤津郡は小城藩・鹿島藩、高来郡は諫早家が郡方支配にあたっている。^⑩

重要なことは、ここで九月から就任する諸役職が決定されたことである。佐賀藩では、毎年農作物が稔る九月を限り年度を改めたことは、「大目安」に示された予算年度が十月から始まり翌年九月に終るというシステムからして明らかである。佐賀藩では、こうした年度の交替に先だち、九月に諸役職の交代をおこなった。これを秋役という。^⑪治茂が八月中に九月から就任する諸役職を決定したのは、こうした秋役の原則にしたがったものである。しかし、それは茂和が引き続き請役家老に任命されたことに示されるように、諸役職の全員交代を意味するものではなかった。また、

秋役は主要な役職の頭人交代を原則とし、その下で各局の実務を担当する着座以下の層は常勤を原則とした。これを定役という。¹⁵⁾

以上のように、治茂は秋役交代の原則にもとづき、「外様諸役」を決定する一方、同じ八月、「御側諸役」を次のように決定した。¹⁴⁾ 第三表がすなわちそれを示したものである。そこには年寄役の中野数馬以下「御側諸役」の構成とスタップが示されているが、御側役の構成そのものは、これまでと変わりはない。重要なことは、外様役に比較して御側役の任命が全体にわたり、かつ急速におこなわれている事実である。このことは、治茂の御側役の重視を示したもので、こうした政治路線は、治茂の藩政改革の重要な柱をなす殖産興業政策を担当する六府方が御側役として設置¹⁵⁾された事実にも示されている。

こうして、外様・御側の諸役を決定する一方で、当面する財政問題については、家臣団に対する増御馳走米を意図しながらも、家中財政の窮乏にかんがみ、御馳走米率を次のように決定した。¹⁶⁾

一 御親類・御家老鞆負・（前職長）柴太郎迄

一 勤者米二部半、休息者同三部

一 着座以下式百石迄

一 勤者米壹部式合五勺、休息者同壹部七合五勺

一 式百石以下百石迄

一 勤者米六合式勺五札、休息者同壹部壹合式勺五札

一 百石以下五拾石迄

一 勤者三合壹勺三札、休息者同八合壹勺三札

一 五拾石以下式拾壹石迄

佐賀藩における藩政改革の基調(二)

第3表 御側諸役(明和7年8月)

役職名	人 名
年寄役	中野数馬・千葉太郎助・江島金兵衛
側頭	有田権之允・石田又左衛門・梅崎二太夫・西村藤馬
側目付	関儀左衛門・横尾伴左衛門
進物役	須古弥五右衛門・中山嘉兵衛・渡辺次郎兵衛・牟田大八
什物役兼 目付	永淵武兵衛・秀島文左衛門・田代昇
腰物役兼 目付	大塚衛守・手島新五郎
馬留守役 中	陣内藤十・野副左右衛門・倉永市五郎
道具役兼 目付	永淵武兵衛・竹下大刀・大塚喜内・田代昇
判役	野口新右衛門・渡辺百助・永淵藤五郎・大塚十助
衣装納戸 目付役	山村菅兵衛・秀島貢
小道具役	牟田嘉左衛門・牛島新五郎
右筆役	渋谷忠兵衛・沢野幸太夫・牟田大八・大塚清蔵・清水久右衛門 ・千々岩長右衛門
掛硯役 目付	北原有右衛門・藤山次郎左衛門・田中文左衛門・杉本兵刀・江副甚兵衛 嘉村郡平・綾部弥左衛門・松村嘉平次・吉岡次兵衛
次詰	秀島貢・牟田嘉左衛門・牛島新五郎・星野源蔵・千布左馬次郎 ・秀島卯右衛門・池田衛士之允・田中左弥太・松村七郎左衛門
詰番外 小姓兼	下村忠太夫・野口新右衛門・石井八百之助・湯原久之允・野田平八 ・倉永市五郎・渡辺百助・江副長左衛門・大塚十助・外10名略
元ノ役	田中文左衛門
留主中	吉岡伝六
台所役	原次郎右衛門・竹下大刀
納戸役	高木平太左衛門
居間番	空閑藤蔵・原口忠八・江口李兵衛・庄野嘉左衛門・空閑勝十・石井市郎衛門
部屋小遣	伊東浅右衛門・久富三太夫・深町与八次・北島武太夫・吉岡伝六 ・梅崎嘉兵衛・野副十次郎・手貝進之允・東島忠兵衛・鳥巢新十
医師	真木仲礼・相良柳庵・石丸春朔

(註)「泰国院様御年譜地取」(昭和7年8月)による。

勤休息無シ米式合

一手明鑿以下御歩行・新御歩行迄

米五勺

一幼少・長病部高半部増

但、五拾石以下者、拾石ニ付米五勺増割合を以差上候事

親類以下新歩行に至る家臣団を六級のランクに分け、そのうち親類以下五〇石までは勤休によって賦課率に差等を設けたところに特色があるが、全体として賦課率は高くなく、この年の御馳走米の総計は、前年に比較して六、四〇三石減少している^①。しかるに、翌明和八年は七、二二三石増加して二万七、七九九石となり、翌安永元年はさらに三、五五二石増加して三万石台に上昇し、以降御馳走米は上昇をつづける^②。

十一月七日、將軍家治に拜謁して「治」の一字を賜わり、諱を治茂に改めた彼は、翌明和八年三月、家督相続後をはじめて帰国し、いよいよ本格的な藩政改革に着手する。一つは日峯社の造営であり、二つは「鳥の子御帳」の検討である。前者は、これまで多布施の宗智寺に葬られていた藩祖鍋島直茂の霊を佐賀城下松原小路に移し造営したもので、日峯大明神として崇拜した^③。治茂は藩政改革に先だち、藩祖を神格化することによって、改革政治の精神的支柱にするとともに、自らの権威を高めたのである^④。

後者は、八月六日に家老中に渡した「書付」^⑤のなかで、「諸事古格之通不立候而者、対先祖背本意候儀狀と存候」として、古格優先の方針を明示するとともに、「毎事鳥子帳之旨不相背、相統之道も相立候通、吃度可致吟味候」として、この年の五月新たに請役家老となった諫早茂図^⑥に対し、「鳥ノ子御帳」の調査研究を命じた^⑦。この意味で、佐賀藩の藩政改革は一貫した方針のもとに実施されたということができる。

こうして、翌明和九年（安永元年）二月、冒頭で指摘した治茂の農村に対する現状認識とそれに対する方策が述べら

佐賀藩における藩政改革の基調(二)

れるが、ここで治茂は、農村の疲弊と倒百姓が発生している現状に対し、その理由を究め、農業経営に対する再生産の維持と困窮百姓に対する救済措置を講ずるよう指摘したのち、四月朔日、親類・同格・家老に対し、次のような施政方針を訓示した。⁽²⁷⁾

条々

一 今度我等儀家督相続、長崎御番をも不相替被仰付、難有次第候、然者家中一流ニ文武忠孝を励シ、礼儀を守、風俗を正しくすへし、専面々平日之覚悟ニより、如睦甲冑共ニ、其功浅深さるへく候得共、軍役之兵馬、公役之支料金古礼を整へ、衣服居室等、猶又質素を用ひ、急変之節者忠勤を可励覚悟勿論、素長崎御番之儀者、当家之面目、在陣同前之事候得者、兼而如定置候弓鉄炮馬改等、緩怠不可有事

一代始ニ付而者、何も為心得、条数を以可申渡之処、国法之儀、泰盛院殿微細之事まで被相定置、仮初ニも被仰置候趣之御心入も、後学之鑑不過之、其上御代々御思慮を被碎被仰出置、至我等ハ全御成法を守る事ニ候故、此度新敷不申渡候、唯当家之古風吟味、御代々御条目之旨を以、専旧制に遵るへし、猥新制を立へからさる事

一 (一条略)

右之条々、先規之旨ニ任セ申渡事候、至巨細者^(宗茂)海量院御条目相副差出事ニ候条、親類・家老を始、大物頭、大目付・請役頭人員熟覽、猶又家老中粉骨を尽し、政事厳密ニ吟味、家中大小四民共に、全く安堵之道をはかるへきもの也

明和九年四月朔日

^(宗茂)
御名御判

^(白石直賢)
鍋島直次郎殿

^(直賢)
神代対馬殿

^(政賢)
村田若狭殿

鍋島内記殿(鳥栖茂憲)

諫早兵庫殿(茂因)

多久美作殿(茂孝)

鍋島直太郎殿(武蔵茂順)

鍋島阿波殿(須古茂訓)

鍋島主水殿(横岳茂和)

鍋島弥平左衛門殿(神代茂徳)

鍋島七左衛門殿(深堀茂雅)

鍋島弾右衛門殿(太田茂徳)

鍋島隼人との(伊万里通房)

右の「条々」は、歴代藩主が襲封に際し発布した「御代始条目」に相当することは、「代始ニ付而者、何も為心得、条数を以可申渡之処」とあることよって明らかである。治茂はこれを簡潔に要約しながら、「国法之儀」を勝茂が制定した法令に求めて、これを「後学之鑑」とし、かつ歴代藩主が発布した法令を守ることに施政の基本をおき、猥りに新法を発布しない方針を示した。このことは、日峯社の造営による藩祖直茂の神格化と相まって、藩政創業期の精神に復帰する政治姿勢を示したものと見えよう。それは光茂以来の歴代藩主のいわば施政の基調ともいうべきもので、とくに宗茂以降の政治改革において主張されたが、治茂は、こうした佐賀藩政治の伝統を踏えたいうで、改めて創業期への精神復帰を強調したのである。そして、「鳥ノ子御帳」は目下調査研究中のため、取り敢ず宗茂が制定した諸法令を「副書」として交付し、28親類以下の諸役人に熟覽せしてたのである。

こうして、翌五月十五日、筆頭親類(佐賀郡代)鍋島石直賢以下諸役人に対して「副書」が交付される一方で、鳥子御帳調子方において「鳥ノ子御帳」の調査研究とともに、改正体業が進められた。この改正法令がいわゆる「治茂公御改正御書付」²⁹といわれるものである。治茂の政治姿勢が歴代藩主のそれと異なるところは、正にここにある。宗茂・重茂の場合は「鳥ノ子御帳」の一部改正・追加に留まったが、治茂は「鳥ノ子御帳」の調査研究を進めるなかで、その趣旨を基調としながらも、これに対して改正を加えた単独法令を「御改正御書付」という形で交付したのである。佐賀藩における実質的な藩政改革は、このとき始まったということができよう。先に「条々」において、「猥新制を立へからず」とした政治姿勢は、ここにおいて一転し、藩政改革を断行する姿勢を示したのである。

ここに、藩政改革を断行する諸条件が整った。こうして、九月二十四日、三家・親類・同格・家老以下の「外様諸役」が招集され、「今度鳥子御帳之旨を以、御改正之任与取立」³⁰という藩政改革の基本方針が打ち出された。³¹ 二十七日には、「外様諸役」に対して「御改正御書付」が交付され、藩政改革がスタートしたのである。なお「御側諸役」に対しては後日交付されたが、治茂は十月十五日、側侍・手明鑓に対して「覚」³²を交付し、「御側之儀、專御身辺之勤ニ而、諸役人之風俗、平日之行儀作法、勤方依善悪、御前之御批判をも申上候通相成、甚似太切至極之亵候」として、その重要性を強調し、「外様諸役人之手本ニも相成候」ようにと訓令し、「御国家御再興之儀、全御賢慮之通行届候様、何れも粉骨差部相勤可被申儀、可為専要事」として、藩体制再興の方途を、これらの側侍・手明鑓の忠義・精勤に求めた。

2 「御仕組八ヶ条」の改革プラン

では、治茂が意図する佐賀藩藩政改革のプロゼクトは、一体どのようなものであったのか。ここで登場するのが先代重茂の要請に応じ、藩祖鍋島直茂の一五〇年忌を期して、藩士某から提出された「御仕組八ヶ条」³⁴である。そこで

まず「御仕組八ヶ条」を取上げ、次いで「御改正御書付」との比較検討を通じて、治茂の改革プロゼクトを明らかにすることとしよう。

「御仕組八ヶ条」は、まず「前文」において、

御国家数年来、銀米之御繰合悪敷、御公私之諸御用差明候ニ付、重皇御仕組被仰付候得共、一切御相統之道不相開、當時既ニ御危急被御行詰候

として、佐賀藩においては、数年来銀米の繰合が悪く、幾度か仕組を立てても、相統の道が開かず、すでに危機に瀕して行詰っていることを指摘したのち、「惣而銀米御繰合之筋者、夫程六ヶ敷儀ニ而ハ無之候」として、その解決策を「国政之基本」を堅固に立てることに求め、「国家」(藩制)の治療を病人の治療にたとえて、国政の基本を脈とし、銀米を皮肉に相当するものとして、「各様御職分相懸御治方之御目当専此所ニ而、御当務之上之御急務かと奉存候」と説く。こうした主張にもとづいて出されたのが、次の一カ条からなる改革案である。

- ① 御上下致一和、御政務万端御事寡相成候事
- ② 御領中惣^レ相付、風俗御当家之古風ニ立帰候事
- ③ 一御家中武士気振起、大小諸役之人柄段々多出来立候事
- ④ 一銀米御繰合筋被相直、御相統之道堅固ニ相立候事
- ⑤ 一郷村致繁昌、百姓作方ニ在付候事
- ⑥ 一雑務諸役勤方手数繁多無之、廉直之道相立候事
- ⑦ 一山川江堀筋、諸津御手当を以、御領中之利潤相増候事
- ⑧ 一御城下町諸商売并諸細工人漸々致繁昌、御上下之御用物御国産ニ而相整候事

以上八ヶ条御仕法取立申候

佐賀藩における藩政改革の基調(一)

佐賀藩における藩政改革の基調(一)

一 御子様方御養育之御仕組并御部屋諸御格式⁹⁾

一 吉凶諸御大礼、御家格を被相立候御定式¹⁰⁾

一 新地新搦仕立¹¹⁾

右三ヶ条ハ當時之御急務と申ニ而無之、追而書立可差上候

要約すると、上下の一和(1)、風俗の矯正と法令の遵守(2)、土風の振興と人材登用・教育の充実(3)、経費の節減と財政仕組の改革(4)、農村の救済と振興(5)、財政運営の合理化と人員整理(6)、河川の整備と山野の育成(7)、城下町の振興と国産の奨励(8)、子弟養育の仕組と部屋格式の設置(9)、吉凶・大礼の際の家格の導入(10)、新田開発の推進(11)など、極めて多方面にわたっている。このうち(9)(10)(11)の項目は急を要しないので、追って述べることにし、当面必要な(1)から(8)までの項目について、その具体的内容を説明する。「御仕組八ヶ条」という所以である。

以上の八ヶ条のうち、(1)(2)(3)(6)は藩制機構そのものを人材との関係において取上げたものであり、財政・農村対策(4)(5)および領国整備・振興策(7)(8)と合まって、本改革案が四つの重要な柱より構成されていたことが解る。以下順を追って説明しよう。

まず第一条については、「御国政御相統方之根源、御国家御安全之基本、此御事ニ候」として、上下の一和を強調し、藩祖鍋島直茂の一五〇年忌にあたる今日、「只今之御国家、則百五拾年以前之御国家ニ御座候」と位置づけながら、「今を古ニ御引考、大切之御国家を御請持之御地盤、倍又御一体御分身之所を以、御内外御一致之筋被相開、御中興之御仕組可被仰談御儀奉存候」として、親類・同格・家老は「国家」の柱石、先祖一体の分身であることを自覚し、内外一致して中興の仕組を相談するよう提言している。

次に第二条においては、「御請役所者御国政之根元」と位置づけながら、「御大法之条々、御上下共に猶又嚴密ニ相

守候様、御手を可被当儀、御請役所第一之御当務かと奉存候」として、直茂・勝茂が制定した法令を、上下が厳密に守る手当を施すことが請役所第一の務めと規定し、大小諸役の「御印帳」・「御手頭」が名目のみとなっている現状に対して反省を加え、それらの諸規則にもついで、「諸役一手切」の勤めを提案しながら、

新儀・新法者、一躰御大法之乱相成候根源、日峯様御神慮之趣を以、御近代已来新儀之役々御手数等逐一被遂御穿鑿、御改正可有御座奉存候事

として、新儀・新法を「大法」混乱の根源とみる立場から、最近新しく設けられた諸役について検討を加え改正するよう提唱している。

また第三条においては、「諸役之人柄ニ依テ、御政務之順・不順、風俗之善悪、銀米御相統方之御損得ニも相懸リ、彼是ニ付、文武之人材多御取立被置候半而不相叶」として、ここでは人材登用を提言する。その人材とは、「名利を不求、御役儀を不相願」る人物であり、「御為第一ニ忠義を励之了簡手強格護」の人柄である。このような人材を選び出し、武士道をもって役方に登用すると、必ず同類忠義の武士が次第に現われるものと主張する。さらに教育を重視し、「和漢古今数千年之来歴を致吟味、治国之道、仁政・善政之致様ハ勿論、治乱盛衰之變致通達、其国土之相応を考、平日相互ニ致吟味候事」を学問の第一儀とし、そのような人材教育の場として、「文武修行之学校」建設を強調する。

さらに第六条においては、雑務諸役は「御蔵入御物成を引請、諸御用相整、銀米請払仕」る役であるため、人柄の吟味が必要であるとし、銀米請払の手数を省略するため、「官印」を定め、手許においている「一官印」をもって処置するよう求めたのち、次の諸案を提言する。

- 一 引分方で預っている諸拜借取替銀は、一切打ち捨てること。
- 二 切地蔵留証文をもって借り入れている借銀は、三カ年返済を延期すること。
- 三 切米筈は停止すること。

四 郷普請は郷方(郡方||郡代)担当とし、郷普請方役所を停止すること。

五 切地方は停止すること。

六 上支配(切地・上地)は返還し、今後上支配願いは中止すること。³⁶⁾

七 諸役の科代銀・仕廻代銀は、一切銀蔵に集めること。

八 従来の祠堂銀は元一割に利足五分増しとして認めるが、新祠堂銀は停止すること。

九 役人数を減少し、諸役飯米・役米をもって困米・役加米とし、手当を加えること。

以上であるが、家中救済と行政改革を兼ねた改革案といふことができる。

次に「御仕組八ヶ条」の中核をなす財政仕組の改革に関する第四条について検討しよう。ここでは「御借銀打重り、数万貫ニ及び、既一ヶ年之御入方ニ一ヶ年御物成を以も不被相整」る現状を指摘しながら、勝茂が制定した財政仕組³⁷⁾を「聖人之仕法」と讃え、「銀米御相統之道者、泰盛院様御定方外丈夫之御仕組者無御座候」として、勝茂の仕組を財政運営の基本に措定する。そして諸役人に質素と経費の節減を求めたのち、具体的な財政運営の方法を、次のように設定する。

御蔵入地落当落、近年大部三部ニ廻り、御物成米凡八、九万石方拾万石程ニ而も御取納相成候由承及候、此上ニも年々熟大災之損毛難斗儀ニ御座候間、先者御在米八万五千石ニ、代銀式石壹斗直段ニ被相当、左ニ御改正之諸御遣料銀高を以、三ヶ月之小割帳、其外廉々御取立(中略)、右八万五千石を以、彼是御盛り合せ御定式被相立度奉存候事

すなわち、蔵入地の物成は、春落・当落など近年三割を上回り、実収は八、九万石から一〇万石程度に過ぎず、しかも災害による損毛も計り難いため、蔵入地の収納を八万五、〇〇〇石と定め、その枠内で諸支出を賄うよう提言している。そこにみられる基本方針は、現実には則した年貢米を基調とする財政運営の方法であり、そこから「大坂御廻

米被相止、於御国許御買セ被成、御上下御為宣被成様^(六)有御座間敷哉^(七)という重大な提案へと発展する。その理由は、大坂廻米に伴う運賃や諸経費の支出増に対する経費節減に求められ、運賃のみでも四万石につき三五〇貫の利益と計算されているが、重要なことは、佐賀藩における年貢米販売の路線変更を提案しているところにある。しかも、年貢米を領内で販売すると、町人の商業活動が活発となり、他領からも米調達のため町人が入国し、それによって城下町から港まで繁栄し、国中の潤いになると説く。ここでは中央市場からの離脱による領国経済の繁栄が目論まれているのである。さらに米収入の一部を構成した家中御馳走米については、三部ないし二部半の賦課を上限とし、また、諸拜借・御合力銀等、御側・外様ニ不限、御仕組相立候向三ヶ年間、一統ニ被相止、三ヶ年之間、役方勤様堪・不堪抜群之功業をも相立、御国用ニ可相立(下略)

として、家中の諸拜借・合力銀は、御側・外様にかかわらず、仕組開始以降三九年の間中止するよう提言している。そこで次に、農村の救済と振興に関する第五条について検討しよう。まず、「百姓者御国家之根本」とみる立場から、「百姓之盛衰ハ即御国家之御盛衰ニ相懸リ、於御政事第一」と位置づけ農政を高く評価する。次に享保の飢饉を天災とし、近年それに相当する災害がないにもかかわらず、百姓が極難し、年貢米収納が不足しているのは、天災でなく人災であると厳しく指摘する。

そうしたなかで、「百姓共御領内を楽ニ安堵仕、作方ニ在付、諸産物ニ至る迄、沢山ニ致出来御仕組」とは何かを問いかけ、「先以百姓之痛ニ成候廉々急度御除くことを、当面の課題として、次の諸案を提言する。ここでは必要なもののみ列举しよう。

- 一 年貢・口米・反米は、規定通り日限までに収納すること。ここには、年貢というものは「百姓痛ミ不相成、迷惑不仕物ニ御座候」という意識が存在する。むしろ百姓痛みの原因を貫物に求め、貫物減少の仕組を求めている

る。

- 二 代官・下代は人柄を選び、人員整理して、東西に代官は二人か三人、下代は一郷に一人ずつ設置すること。
 - 三 検者郷割りは従来通り。
 - 四 大庄屋の勤勞の善悪を調査し、進退を決定すること。
 - 五 作り子恩銀は上・中・下の差等を設けること。
 - 六 夫遣一式は御雇にして賃銀を渡し、点役・除米を改正すること。
 - 七 郡方大買銀一式は三カ年の間停止すること。
 - 八 年賦拜借銀米一式は三カ年の間延期すること。
 - 九 村限りに「百姓竈帳」を作成し請役所へ提出すること。
 - 一〇「一村絵図」を作成し請役所へ提出すること。
 - 一一 親に孝を尽す実義者、耕作に精を入れる作の功者を調査し書出すること。
 - 一二 藍・茜・紅花・蘭・七嶋木綿・多葉粉など、土地柄に応じて作付させること。
- 以上であるが、本条の問題設定が農村の疲弊を天災ではなく人災とみることによって、百姓痛みの除去にむけられたため、そこに一貫してみられるものは、代官・検者以下村方役人の人災の除去を中心に、人員整備と「御救」の論理による農民救済であり、本条のキャッチフレーズである「第五條 鄉村致繁昌、百姓作方ニ在付候事」という目標には程遠い。そのなかで注目されるのは、「百姓帳」・「一村絵図」の作成と作の功者の把握である。
- 前者のうち「百姓竈帳」の作成は、そのモデルを例示したなかに、百姓の家族構成・年令・作子・牛馬数のほかに屋敷・耕地面積、地米・春落・拜借米銀の記載を求めており、これは明らかに農村における労働力の把握を中心に個別農家の実態調査を狙いとしたものであり、「一村絵図」の作成と相まって、藩権力による農村掌握を志向せしめたものとして注目される。後者の作の功者とは、新開地仕立、堤の築方、植木・接木・草木仕立、紙漉方、漆仕立、養蚕

・絹類織立、木綿嶋織分等に功みなものをいい、こうした生産技術者の把握を通じて農村の振興を意図したのであり、そこには殖産興業政策による領国経済の振興が目論まれていた。

そこで最後に、領国の整備・振興に関する第七条・八条を検討しよう。まず第七条は、「山川江堀水道筋、諸津御手当を以、御領中之利潤相増候事」というものであったが、その狙いは河川の整備と山野の育成であり、その根底には「山川者五穀・諸産物を生み出し候根源、山茂り川底深く江筋諸津順流海中に至り、日夜水之氣相通候得ハ、時候雨露之潤ニ田野に相施、土地肥立、人之精気盛ニ、五穀万物此潤を以実り厚成熟致」すという認識があった。ところが、段々と山林が薄く川床が浅くなって、近年に至っては、土地が衰え五穀が稔らず、年貢米収納が減退している現状にかんがみ、「根元之所ニ御手を被当、土砂之根を御絶」つ意図のもとに、佐賀平野を貫流する河川の整備と山野の育成を提案する。

具体的には、蔵入・配分一〇万石の作水となる川上川を取上げ、川上より北の川付の山々が伐荒され根堀されているうえ、切畠の造成によって土砂が川筋に流れ落ちる状態を修復するため、切畠や根堀を禁じて樹木を植え、川岸には小竹を植えて土留めするよう提言している。また白石山一式のほか、「佐嘉・神崎・杵嶋三郡之山々之内、御立山之儀茂り厚ク、木立段々相増、盗伐等無之様之御仕法」を検討するよう提唱している。それは「御領中之潤相増候」というキャッチフレーズとは程遠いものであるが、生産基盤の整備を志向した点において重要な意味をもつ。

次に第八条は、城下町の振興と国産の奨励を通じて領国経済の繁栄を意図したもので、年貢米販売の路線を変更し中央市場からの離脱を提唱した第四条とともに重要である。まず「御国家ハ農工商之三民を以相立、工商之二民ハ農民ニ差統御国中を富シ、御上下之御用を致順通役目に御座候」として、工商は物資の供給と調達を円滑にする役目を担うものとして高く評価する。しかも、かれらの商業・生産活動が活発となり城下町が繁栄すれば、他領の商人も交易のため入国し、広く金銀米銭の取替せがおこなわれて、領内は利潤を増すことができると説く。

しかるに、昨今九州全域を商取引の対象とするような富裕商人はなく、城下町の商売も少なく、往還筋や津宿に至るまで衰微している現状に対し、「畢竟御城下諸町之盛衰者、即御国家之御盛衰」とみる立場から、「商人をも痛ミ相成候筋御除被下、御仁政を以段々致繁旨、諸産物多致出来候御仕法」として、次の諸案を提言する。

一 町奉行は「御印帳」・「御手頭」の趣旨を堅く守ること。

二 町方地料銀・貫物は、定のほかは徴収しないこと。

三 公役は夫数を調査して定夫数を決定し、藩主も雇入にすること。

四 堀浚の夫料は、郷村三分の二、町方三分の一に定めること。

五 手嶋口より八戸番所まで、質屋一〇軒を定め、利足月二分ほどにして、一〇カ月限に取合相済すること。

六 諸津拜借は三カ年の間延期すること。

七 調達銀は一〇カ年以上払方を断ること。

以上であるが、ここでも問題設定が商人痛みの除去にむけられたため、町奉行による法令の遵守を第一に、「御救」の論理による商人救済が中心となっている。注目されるのは、次に検討する「諸産物御仕立」の条々である。

そこでは弓・矢・鎗・武器・馬具・刀・鉄砲などの武器類をはじめ、鋤・鍬・鎌などの農具類、さらに庖丁・小刀・櫛・筭・角水牛・椀・折敷膳・硯箱・重箱・焼物・筆・紙・墨・傘・下駄・木履・草履・雪駄・畳・藁などの日常生活必需品に至るまで、「御国産段々出来候様御手当」を加えるよう提言している。しかも「上方方師匠を者被差下、御領中ニ而諸品致習」として、上方より先進技術の導入を求めたうえで、「右類一向他国方買入商売仕候儀御停止可被仰付候」として、他国商品の購入・販売を禁止するよう提唱している。つまり、ここでは先進技術の導入による国産品の奨励とその専一的な流通が意図されており、先に第五条で検討した生産技術者の把握による農村振興策と軌を一にするものであった。

こうした国産品の奨励による殖産興業政策は、武器・農具などの手工業製品および庖丁以下の日常生活必需品に限られることなく、衣料部門や油・豆腐・酒・野菜などの消費物資にまで拡大する。

一 布木綿并嶋巧ミ出織立候へ、御しらへ、女工指南仕候様可被仰付候事

一 絹・紬其外も同断

付、上方方師匠をも被差下、御領中ニ而織習候様可被仰付候事

一 油屋間数御志らへ、他国方油買入商売堅可被相禁候事

一 油粕他国^五差出候儀、堅御停止可被仰付候事

として、木綿・絹織物・油などの衣料部門においても、先進技術の導入による国産の奨励を提唱するとともに、油粕は他国品の購入および他国への販売を禁止して自給体制の確立を要請し、豆腐屋は城下町のほか諸町・郷村にも営業を広め、酒屋は城下町・宿場町のみ営業を許可する一方で、「名酒」の製造と他国販売のため、これまた上方より技術者の導入を提唱し、野菜・庭木類、さらには大豆・小豆・麦類から布・木綿に至るまで、他国との購入・販売を禁止して自給体制の強化を主張している。

以上、「御仕組八ヶ条」は、佐賀藩の財政危機に対処する改革案として、その解決策を「国政の基本」を堅固に立てることに求めながら、上下一和のもと請役所を政治の中心とし、人材登用・教育振興をはじめとして、財政・農村および領国の整備・振興に関する諸般の問題について提案しており、その着想はまことに当をえたものといえよう。とくに第四条の財政仕組の改革において、大坂廻米を中心とする年貢米販売路線に変更を加え、国元販売を提唱していることは、第八条の国産品の奨励による殖産興業政策の推進とともに、本改革案のキーポイントをなすものとして注目される。このことは、中央市場からの離脱を前提に、領国市場の育成と自給体制の強化を通じて、城下町を振興し、領国経済の繁栄を意図したもので、それによって財政危機に対処しようとしたのである。

しかし、他方において、請役所中心の政治運営を主張しながら、新儀・新法を「大法」混乱の根源とみる立場から、藩制機構の改革は一部の手直しに留まり、政治運営の在り方については、何等発言をみるに至っていない。このことは、親類・同格・家老等の大配分・同格をはじめ、蔵入地を上回る総配分地について、何等発言していないことと相まって、本改革案が既存の体制の枠組みのなかで、しかも蔵入地ならびに蔵方を中心とする改革案であったことを示している。

さらに藩財政にとって重要な意味をもつ農村政策においては、百姓を国家の根本としながらも、人災対策を中心に、人員整理と「御救」の論理による農民救済に留まり、藩主重茂が「御印帳」^④で指摘した百姓の維持・防衛に関する改革案は示されていない。この点、商人対策も同じで、それでも「御救」の論理による商人救済が中心となっている。そうしたなかで、第七条において、佐賀平野を貫流する河川の土砂留めや山野の育成など生産基盤の整備を提唱していることは重要である。

では、「御仕組八ヶ条」に示された改革案は、具体的な政治過程においてどのようにプロゼクトされたのか、次に「御改正御書付」^④との比較検討を通じて明らかにしよう。

3 改革プロゼクト

治茂が明和九年(安永元年)九月に制定した「御改正御書付」は四冊よりなり、次のような構成をとっている。

第一冊 御蔵方・夫遣・津方・御山方・究役

第二冊 年行司・馬究・寺社方・町方・町夫貫物・諸町人別・勘定所

第三冊 御小物成所手数数定・郷普請・郷村貫物・夫遣

第四冊 竈帳・人別帳・郡方・代官・検者

以上であるが、何れも明和九年九月付をもって公布され、同月二十七日、三家・親類・古格・家老以下の「外様諸役」が招集された席で交付されたことは、第四章第一節において指摘したところである。右の構成で明らかのように、「御改正御書付」は「蔵方」規定をはじめ藩政の全貌にわたっていたことが解るが、ここでは改革プランである「御仕組八ヶ条」との関係において、主な改革点について検討することとする。

まず、「御蔵方」（蔵入方付而之書付）は、蔵入方頭人に交付されたもので「覚」五五五條・「郷村一通」三六條よりなる大部なもので、同時に「御改正御書付」の総論の位置を占める。その第一条に、

一 今般改正申付候条、相統方之儀、古格之通於蔵方可相整候、然者以前方被相定置候旨を守、宜相計候事

として、明和八年八月、家老中に指示した古格優先の方針をあらためて確認している。「古格」とは、いうまでもなく「鳥ノ子御帳」を意味し、同法令の末尾に「右之条々、鳥ノ子帳之旨を考、旧格ニ立帰、家中上下・百姓・町人ニ至迄、律儀質素之風を守、四民致安堵候様、万端改正申付儀ニ付、先以大意之条数相定置、猶又令潤色事候」として、「鳥ノ子御帳」の精神に立ち帰り、改革を断行する旨述べている。これは「御有米だけを以万御遺方被相濟」という財政再建策とともに、いわば宗茂以来の藩政改革の基調であり、治茂はその基調をあらためて再確認したに過ぎない。問題は改革の具体的内容に存在する。この点について注目されるのが第二条以下の諸規定である。

まず第二条において蔵方頭入の重要性にかんがみ、一人役から兩人役に改正するとともに、第一条において、

一 代官之儀大切之役柄候処、雑務役同然之様相成居、以前之勤方致相違候条、向後其器ニ当候人柄能々相撰、郷内万事深切ニ心遣候様ニと存事候、去年迄ハ六人申付候得共、当年四人申付候、役所之儀以前之通、自宅ニ而可相整事

として、代官役に改革を加え、人柄をよく選んだうえで、六人制より四人制に改正した。これは明らかに「御仕組八ヶ条」の第五条にもとづいて改正したものであり、この点に関して下代役も、数人制より代官一人に下代四人制に改

正(第一三条)するとともに、検者目付は廃止し、小検者・差次検者とも二六人に定めた(第一四条)。また第九条において³⁰⁾、

一 郷普請方・引分方・家中馳走米方・切地方・祠堂銀方者、以前無之新儀之役所ニ候、右之内引分方・出来方者、先以只之通ニ差置、此節相止候役々、左之通申付候事

として、吉茂以降新しく設置された諸役のうち引分方と御馳走米方(宗教設置)を残し、郷普請方・切地方・祠堂銀方は廃止した。これも「御仕組八ヶ条」の第六条にもとづいて廃止されたことは明らかである。ついで第十条においては、郷普請方の廃止に伴い、「郷普請之儀、以前之通郡方江相任候」として、郷普請は郡代担当とし、第一条では、祠堂銀方の廃止に伴い、当該業務を寺社方へ移管している。

注目されるのは年貢米販売に関する第一八条の規定である。そこでは、

一 物成売捌之儀、大坂・地方之直段間校量第一之事候、此考大形ニ候而は、運賃之費、或は破船漬米等之差引を以ハ、過分之不勝手ニ相当、商人共交易之ためニも不相成由候条、一体は国売之達以、大坂・地方之米捌、年々之趣を相考候儀、肝要ニ候事

として、国元販売の方針を示しながらも、米価第一主義の立場に立って、「大坂・地方之米捌、年々之趣を相考候儀、肝要ニ候事」としている。そこには「御仕組八ヶ条」の第四条で示された「大坂御廻米被相止、御国許御買セ被成」という、年貢米販売におけるシャープな路線変更は示されていない。事実「大目安」が示すところによれば、国元売米が大坂売米を上回ったのは、「御仕組八ヶ条」が提出された翌明和五・六年のみで、治茂の襲封後は大坂売米が国元売米を上回っている。これまでの大坂廻米を中心とする年貢米販売路線に変更を加え、国元販売を推進することは、「御仕組八ヶ条」に示された財政仕組改革案の中核を占めるものであり、そのことによって、町人の商業活動を誘発し、領国経済の繁栄が目論まれていたが、本条の規定と「大目安」が示すところによれば、それを完全に実施するこ

とが不可能であったことを物語っている。このことは、治茂の藩政改革の具体内容を知るうえでの重要なポイントとなる。

次に「御蔵方」に収める「郷村一通」⁵³は、「国家連続之儀、專百姓農業之營業第一之儀候」という立場から、「百姓強相成、随分端々迄人民榮候様之心遣肝要候事」として、百姓の育成強化に関する諸規定を設けているが、「賈物」・「夫遣」については別に法令を制定して⁵⁴おり、全体として「郡方」・「代官」規定と重復する部分が多い。注目されるのは第一七条の規定である。⁵⁵

一 田仕付肝要之事故、以前方御印帳ニも委被仰置候得共、近年郷村至及零落、田方居付兼、代官筋甚手を込、年内之仕付不相成、二、三月迄も作主不相立、救米等を申請、漸仕付候形ニ相成、夫ニ而も明地等致出来、追年弥及零落、竈を倒し田島離散之者も有之（中略）、左候而向後救之借米差出候儀不相成候条、其段年内方諸郷村江申開置、自力或救合を以、前廉方致覚悟、耕作ニ相部候様大庄屋江相任、代官は年内方一躰之手を当、順作仕候様、蔵方頭人として立入可申談事

そこでは、救米によっても、百姓の田方居付が不可能となり、明田地が生じて倒百姓が発生している状態に対し、「惣体耕作ハ百姓之家業ニ候」とみる立場から、救米を中止し、自力ないし救合いによって田方居付するよう規定している。この点に関して第二三条においては、⁵⁶

一年來百姓共、蔵方方差出置候借銀米并年賦返納迄、皆以救之為、今般捨差候事

と規定し、百姓の借銀米は年賦返納を含めて、「御救」として一切打ち捨てた。治茂の農民政策が「御仕組八ヶ条」（第五条）が提唱する「御救」の論理と軌を一にしていたことは明らかであり、田方居付のための救米は、却って百姓を墮落させ明田地を発生せしめる原因とみたのである。治茂が百姓に「自力」を要求した理由はそこにあり、「救合」というのは、百姓相互の「ゆい」を指したものであろう。

そこで次に、「郷村一通」と関係の深い「代官」(代官勤方付而之書付)・「郡方」(郡方付而之書付)について検討しよう。両法令に共通していえることは、重茂までの「代官手頭」・「郡方条目」に比較して、条数が半減しかつ簡潔となつてゐることである。このことは、これまでの当該法令が、一面において「教諭」的色彩をもち綱羅主義であつたのに対し、改革の論点と問題点を指摘していることによる。

まず前者(「代官」)の第一・二条は、代官役・下代役の改正に関する規定で、前述した「臈方」の規定の第一・一・三条に等しい。次に第四条において、

一 孝養を尽候者は不及沙汰、傍輩ニも宜敷交り篤実ニ有之、家業致出精者は相撰、帳面ニ控置可相達候事

として、家業に精出する孝養者の調査・書出しを命じているが、これも「御仕組八ヶ条」(第五条)の趣旨を生かしたもので、この種の規定は「郡方」・その他にもみられ、治茂の政策基調の一つに数えられる。また第五条の

一 百姓江貸付置候銀米一通、皆以差捨候事

という規定は、前述した「郡村一通」二三条の規定と同じで、これまた「御仕組八ヶ条」(第五条)の精神に立脚したものであるが、異なるところは、「御仕組八ヶ条」が借銀米返済の三方年延期を提唱しているのに対し、同法令では一切打ち捨ててしているところにある。治茂の「御救」に対するより積極的な姿勢をみる事ができる。

次に後者(「郡代」)前書では、

一 郷村之儀、年来諸役々々取捌、郡代不相心得儀も有之趣ニ候、其通ニ而は郡代申付置候詮と無之ニ付、今度古

格之旨を以、郡中之大小事、不依何事郡代遣候様相定事候、年貢一通之儀も、代官心遣之分ニ而相済来候得共、納方相滞候処方百姓相痛、郷村相衰候通ニ罷成候而ハ、郡中メ方も不相届儀候条、右一通は就中立入心遣可申候

として、郡中大小の仕置を郡代担当とした。このことは、郷普請方の廃止に伴う郷普請役が郡代担当となつたこと(第一六条)と相まって、郡代の権限と職掌が強力かつ広範になつたことを示しており、それは治茂の郡代重視の現われで

あり、それがまた政策基調の一つとなっている。

とくに「年貢一通之儀」について立ち入り吟味を申しつけたところから、代官以下村方役人の勤務姿勢や田仕付・損毛、年貢収納・蔵究めに関する条項が多く、第三条では、「一駄五人組改は、郡方より心遣、竈帳可立事」として、五人組改めも郡代担当に規定している。このことは、代官⇨蔵入地・郡代⇨配分地という縦割りの鄉村行政から、郡代⇨代官という支配系列のもと統一的な鄉村行政を施行しようと意図していまことを示している。代官役の改正に伴う代官員数の減少は、逆に郡代の利用と権限強化となったのである。

次に「町方」(町方付而之書付)・「津方」(津方付而之書付)など、都市行政に関する法令を検討しよう。両法令に共通していえることは、重茂代までの「町方手頭」・「津方手頭」に比較して、逆に条数が増加しかつ詳細になっていることである。このことは、城下町や港町の振興を通じて領国経済の繁栄を提唱した「御仕組八ヶ条」(第四条・八条)の意図を反映したものである。

まず前者(「町方」)の第一条において、⁶²⁾

一(前略)惣而今般政務筋万般、泰盛院様被遊置候掟之旨趣ニ相叶、四民共夫々之家業無怠慢致安堵候様仕組申付、唯今迄致来候儀と候而も、下々之痛ニ相成候筋、且一方之為相成候通ニ而も、一駄四民之煩ニ可相成儀等相除、
国益ニ相成上下無片落、万民之為ニ宜様委穿鑿を遂、万端其手当申付候(下略)

とし、城下諸町が零落している現状に対し、「四民安堵」の方針のもと、「国益」が万民に行き届くよう穿鑿し、万般の手当を加えるよう申しつけている。ここでは、孝養者の調査・書出しをはじめ、夫遣・貫物の軽減、借銀米の打ち捨てなど、「代官」・「郡代」法令と共通するものがみられるが、旅酒の購入を禁止し(第二七条)、材木・炭・薪の他国販売を禁止しているのは(第三二条)、領国市場の育成と自給体制の強化を提唱した「御仕組八ヶ条」の趣旨と軌を一にするものであり、後者の「津方」法も、⁶³⁾ほぼ「町方」法令と同一の精神に立脚している。

なお、郷村・都市行政において注目されることは、「御仕組八ヶ条」(第五条)の提唱にもとづいて、「竈帳」・「人別帳」(都市においては「人別帳」のみ)の作成が法制化されたことである。このうち「竈帳」は、前述した「御仕組八ヶ条」のモデル例示に準拠して作成され、「人別帳」は家族構成・年令・荒子・下人・下女のほか、都市にあつては屋敷間口・業種などの記載を法制化している。これは明らかに治茂が領内における労働力とその在り方・業種の総合的把握を意図していたことを示すもので、「竈帳」は郡代奥印のうえ請役所へ、郷村「人別帳」は同じく郡代奥印のうえ年行司へ、都市「人別帳」は町奉行奥印のうえ請役所・年行司への提出をそれぞれ義務づけている。⁶⁵⁾

次に「山方」(山方付而之書付)法令について検討しよう。ここでは「惣而役内手数多ク相成候得は、繁雜に有之処、却而不儀之儀有之事候」という立場から、山奉行一人、代官兩人付役、手元役・手明鍵二人、下役八人、山留一八人に定めるとともに、山代境目心遣は山代在任の足軽二人に下役を免許して見ヶ役とし、また小山留は一切廃止して山横目を一八人に増加した(前書第一条十七条)⁶⁶⁾。治茂の山林行政に対する積極的な姿勢をよみとることができる。とくに第二五条において、⁶⁷⁾

一山々百姓其以前方は漸々竈も相増候処、渡世之筋不統ニ有之由候条、蚕業・紙漉・農具之拵・鍛冶・其外之所作
国益ニ相成、渡世ニも宜筋之儀を教立候心遣可為肝要候事

付、桑・楮・漆木・其外国益ニ相成候品、場所見計仕立候様可仕候、料銀入用有之節は、其時々小物成方より
可差出事

として、養蚕・紙漉・農具・鍛冶・その他「国益」になる諸産業を奨励し、原料品に対する助成の方針を示していることは、「御仕組八ヶ条」(第五条・八条)が提唱する国産品の奨励による殖産興業政策の意図を反映したものである。⁶⁸⁾
また、第一六条において、⁶⁹⁾

一近年山々大分之土砂流、下川床高く相成、田地江冷水誘、水洩込、土地疲候由、其上江筋も満浅候儀、畢竟山々

伐荒し、且開等願候節、成目一篇ニ心付、全躰之吟味不行渡差免候故と相見候、尤近年は川近之切島等は、差留申たる由候得共、砂不相留、只今之通ニ而は不叶事候、殊北山筋ハ砂山ニ而、格別手当無之而は相叶間敷候条、專一ニ遂吟味、配分は山々迄砂留之儀、急度其仕組可仕事

として、山林の伐採により土砂が川筋に流れ、下流の川床が高くなり、そのため田地に冷水が入って土地が疲弊している現状に対し、とくに川上川の主流は砂山のため、格別の砂留工事が必要であり、配分地の山々も砂留めの仕組が必要であるとしている。これまた「御仕組八ヶ条」(第七条)の河川の修復による生産基盤の整備に対する提言に依據したものである。こうして、治茂は「山方」とは別に「郷普請書付」一五カ条を制定し、生産基盤の整備に積極的に取り組む姿勢を示した。それは治茂の政策基調の重要な柱の一つとなる。

そこで最後に、治茂の藩政改革にとって重要な意味をもつ財政仕組に対する姿勢について検討しよう。この点に関する法令は「勘定所」および「御小物成所手数定」の二つである。前者の「勘定所」は「十二ヶ月惣仕廻之手数定」というものであるが、すでに第二章第一節において検討したため、ここでは論点のみを指摘すると、「鳥ノ子御帳」の精神にもとづいて諸制度を調査し、藩政を興隆するにあたっては、財政運営が第一に重要であるとし、そのため一二カ月の「大割目録」(予算書)を整備し、諸支出は年々の物成をもつて計画を立て、予備費を整えて、未長く相続する道を開拓せよ、というものである。いいかえれば年貢米を基調とする財政運営策であり、この点、宗茂以来の藩政改革の基調と変わりはない。むしろ治茂は、予算書の提出期限をあらためて明示するとともに(第一条)、決算書の提出が最近規定通りおこなわれていない事態に注意を喚起している(第一条)。その意味で、治茂の財政仕組の方針は、従来の政策の踏襲にあったということができる。この点、藩政改革そのものが財政危機に如何に対処するかということろにあったことを考えれば、年貢米販売の完全な軌道修正が不可能であったことと相まって、治茂の藩政改革の在り方を規定する要因となった。

後者の「御小物成所手数数定」は、全三七条よりなるもので、「勘定所」の「手数数定」(全一二条)より詳細な内容となっているが、これまた従来の方針を踏襲したものが多く、そのうち第一八条において、⁽¹⁶⁾

一 御小物成所役内諸勘定究之儀、役内ニ只今迄は被相定置候得共、向後之儀御懸硯方⁽¹⁷⁾被相立、諸役所同然帳納相整事

として、小物成所役内の勘定究めを、役内より懸(掛)硯方に変更した。このことは、外様役である小物成所役内の勘定究めを、御側役である掛硯方に移行したことを示すもので、治茂の御側役重視の方針と軌を一にするものであり、掛硯方の権限強化を示すものである。

以上、治茂の藩政改革のプロゼクトともいうべき明和九年制定の「御改正御書付」について、重茂治下の藩士某から提出された改革プラン(「御仕組八ヶ条」との比較検討を通じて、両者の異同・相関々係を明らかにし、合わせて治茂が藩政改革を実施するにあたって、当面課題とした問題点と改革点およびそこにみられる政策基調について明らかにした。⁽¹⁸⁾

要約すると、治茂は藩政創業期への復帰を標榜するなかで、勝茂が制定した「烏ノ子御帳」を施政の基調としながらも、藩政全般にわたる改革を意図したものと見えよう。その際、改革のモデルとなったのは「御仕組八ヶ条」であり、藩制機構の改革をはじめ、都市・農村・山林行政の改革や「籠帳」「人別帳」の提出による労働力の把握、土砂留を中心とする河川の整備、国産品の奨励による殖産興業政策などのプロゼクトは、すべて「御仕組八ヶ条」の改革案と基調を一つにしている。

しかし、藩政改革にとって重要な意味をもつ財政仕組については、改革のプロゼクトがなく、年貢米を基調とする宗茂以来の方針が堅持され、年間予算の編成や決算仕組の体制も、従来の政策が踏襲された。年貢米の販売路線に軌道修正を加え、国元販売を推進し、領国経済の繁栄を招来することは、「御仕組八ヶ条」に示された財政仕組改革案の

中核を占めるものであったが、それを完全に実施することが不可能であったことは、すべに指摘したところであり、また国産品の奨励による殖産興業政策も、その端緒が示されたに過ぎない。

治茂の藩政改革は、こうしたプランとプロゼクトのうえに立ち、その出発において矛盾を内包するものであったが、治世三五年の間に、それが具体的にどのようなように実施され、どのような成果をもたらしたかは、別個の考察が必要である。

【註】

- (1) 「重茂公御年譜」八。
- (2) 「泰国院様御年譜地取」宝暦十三年十一月十六日。
- (3) 「泰国院様御年譜地取」明和三年正月二十六日。この日、直熙の本藩に対する二〇〇貫の年賦借用の申し入れに対し、本藩より参府中の兵糧銀として一、〇〇〇両が渡されている。
- (4) 明和三年八月二十四日、重茂は格別の意志をもって、直熙二代、毎年三〇〇石支給するとともに、合力米を増加して四〇〇石支給する措置を講じている（「泰国院様御年譜地取」明和三年八月二十四日）。
- (5) 「泰国院様御年譜地取」明和七年六月十日。
- (6) 「泰国院様御年譜地取」明和七年七月十三日。
- (7) 「長崎御番」は、島原の乱後の寛永十九年、佐賀藩が幕府から課せられた特殊軍役としての長崎警備（長崎御番役）のことをいう。佐賀藩はこれをもって公儀奉公の第一とし、光茂以降「御代始条目」の第一条に規定した（藤野保編『佐賀藩の総合研究』本編第一章第五節・第三章第二節、同「佐賀藩中期における権力構造と政治形態」(一)）（九州文化史研究所紀要）二七・二八号（参照）。
- (8) 註(6)と同じ。
- (9) 「泰国院様御年譜地取」明和八年八月九日。
- (10) 『鍋島直正公伝』第一編七二三頁、『長崎県史』（藩政編）一、二三三頁参照。

佐賀藩における藩政改革の基調(二)

- (11) 第二章第一節参照。
- (12) 『鍋島直正公伝』は、秋役による交代について九月交代説をとっているが、『同』第一編七二頁、実際は八月中に交代して九月より就任している(「治茂公御代御前仰渡控」)。
- (13) 『鍋島直正公伝』第一編七三頁。なお、「泰国院様御年譜地取」には、「小城・蓮池・鹿島郡方之儀定役ニ付、改而御達無之」(『同』明和七年八月九日)とあり、三支藩の郡代兼任は「定役」であったことが解る。こうして佐賀藩の三支藩は、自らの所領支配にあたるとともに、佐賀本藩の郡代として郡方支配にあたった。親類・同格・家老等大配分格の郡代兼任も、同じ支配構造の論理によるものである。
- (14) 「泰国院様御年譜地取」明和七年八月。
- (15) 「御側外様諸役調子」、「治茂公御年譜」安永元年五月十五日。
- (16) 「泰国院様御年譜地取」明和七年八月。
- (17) 明和六年・七年の「御物成并銀御遣方大目安」。
- (18) 「明和八年御物成并銀御遣方大目安」。
- (19) 「安永元年御物成并銀御遣方大目安」。この年の上昇は賦課率の改正によるもので、親類以下一、〇〇〇石までは、勤米三石半・休息米同四部半、着座以下二〇〇石までは、勤米式部三合三勺三礼、休息米同三部三合三勺三礼、以下これに準じて上昇している(註(16)と同じ)。
- (20) 安永二年は三万石台であるが、安永三年以降四万石台となり、同四年は五万石に近い四万九、四八六石となり、享保十年以降幕末まで最高を記録するに至っている(各年度の「大目安」、なお長野運『幕藩制社会の財政構造』四六六―四六九頁参照)。
- (21) 「泰国院様御年譜地取」明和七年十一月六日。
- (22) 「泰国院様御年譜地取」安永元年五月。『佐賀県史』中巻(近世編)二二九―三〇頁参照。なお日峯社は明和八年暮から翌安永元年四月にかけて造営された。
- (23) 「泰国院様御年譜地取」明和八年八月六日。
- (24) 「治茂公御代御前仰渡控」。
- (25) 註(23)と同じ。
- (26) 「泰国院様御年譜地取」安永元年二月二十一日。

(27) 「泰国民様御年譜地取」安永元年四月朔日。

(28) 「条々」には「海量院御条目相副差出」とあるが、実際渡された「副書」は、「御先代被相渡置候御印帳・御手頭」とあり、重茂が交付した「宝曆十一年御印帳御手頭」である。

(29) 「治茂公御改正御書付」(『鳥栖市史』資料編第三集所収)。

(30) 「泰国民様御年譜地取」安永元年九月二十四日。

(31) この日、三家・親類・同格・家老のうち、出席したのは筆頭親類鍋島白石直賢(佐賀郡代)・諫早茂因(請役家老)のみで(鹿島藩主鍋島直宜は参勤在府)、他はすべて「不快」・「病氣」と称して名代を出席せしめている。このことは、治茂の藩政改革の意図に、これらの重臣がどのような反応を示したかを知るうえで重要である。

(32) 実際は、この日間に合わず十月十五日に渡された(「泰国民様御年譜地取」安永元年九月二十七日)。

(33) 「泰国民様御年譜地取」安永元年十月十五日。

(34) 「御仕組八ヶ条」については、すでに長野運氏の研究(『幕藩制社会の財政構造』第五章)があるが、ここでは「御仕組八ヶ条」の殖産論(第五章第二節)という形で、八ヶ条のうち、主として第四条・八ヶ条が取上げられたに過ぎない。本稿は八ヶ条全体について考察を加えたものである。

(35) 「御仕組八ヶ条」が人材登用で主張する人物論・土道論は、『葉隠』の「すべて、人の為になるは我が仕事と知られざる様に、主君へは陰の奉公が真なり、その返報これある時は志感じ、斯様に心得候て仇を恩にて報じ、陰徳を心がけ、陽報を存ずまじきなり」(『葉隠』聞書第一一、三二四条)という、主君への死物狂いの忠節を第一に日陰奉行する陰徳の精神に通ずるものがある。

(36) 「上文配願い」というのは、家中が財政窮乏によって、上地を願い出ることをいう。それによって、物成一〇〇石以上の侍は二部半、それ以下の侍は二部の相続米が渡された。そのため、家中の「上文配願い」が多くなった(『佐賀県の歴史』九八頁)。

(37) 「泰盛院様勘定所御印帳」。

(38) 第二章第二節参照。享保十年は三八%、宝暦元年は三三%であったが、明和年間となり、回元年は三四%、二年は三一%、三年は二七%と下降している(各年度「大目安」)。

(39) 第二章第二節参照。国元売米に対する大坂売米の率は、享保十年の四六%から宝暦元年に至って六五%と急増し、明和初年

佐賀藩における藩政改革の基調(二)

佐賀藩における藩政改革の基調(一)

も六〇%台を維持して、中央市場に対する依存を示している(各年度「大目安」、長野蓮「佐賀藩中期の財政と藩政の展開」
《法経論集》一一ノ一・二ノ一参照)。

(40) 貫物については治茂の「御改正御書付」に詳しい規定があるが、それは地方役人の役料として年貢とは別に町人・農民から徴物したものである。

(41) 「蔵方御印帳」(「宝曆十一年御印帳御手頭」(上(乾)所収)。
(42) 第三章第一節参照。

(43) 「治茂公御改正御書付」(「鳥栖市史」資料編第三集所収)。

(44) 註(32)参照。

(45) 「蔵入方付而之書付」(「御改正御書付」一所収)。

(46) 「泰国院様御年譜地取」明和八年八月六日。

(47) 各法令の末尾に、本文と同文の説明が付加され、「御改正御書付」が統一方針によって作成されたことが解る。

(48) 『明和御改正記録』(九冊本)。

(49) (51) 註(45)と同じ。

(52) 明和五年・六年「御物成并銀御遺方大目安」。

(53) 註(45)と同じ。

(54) 「夫遺書付」・「諸町夫遺貫物」・「郷村貫物書付」。

(55) (56) 註(45)と同じ。

(57) (58) 「代官勤方付而之書付」(「御改正御書付」四所収)。

(59) (61) 「郡方付而之書付」(「御改正御書付」四所収)。

(62) 「町方付而之書付」(「御改正御書付」二所収)。

(63) 「津方付而之書付」(「御改正御書付」一所収)。

(64) 「竈帳」・「人別帳」(「御改正御書付」四所収)、「諸町人別組合改帳」(「同」二所収)。

(65) 註(64)と同じ。

(66) (69) 「山方付而之書付」(「御改正御書付」一所収)。

(70) 「郷普請書付」(「御改正御書付」三所収)。

(71) (73) 「十二ヶ月惣仕廻之手数定」(「御改正御書付」二所収)。

(74) 「御小物成所手数定」(「御改正御書付」三所収)。

(75) 「御改正御書付」(四冊本)のほか、治茂が明和・安永期の藩政改革に際して発布した諸規定・法令に「明和御改正記録」(七冊本)・「同」(九冊本)がある。

前者は明和九年(安永元)十月より翌安永二年九月までの諸役所の遺料を規定したもので、例えば第五卷の「御側納戸出筋筆紙墨細付帳」・「御台所出筋油蠟細付帳」が示すように、その内容は広範かつ微細を極めており、財政運営に関する治茂の藩政改革の一端を示している。

後者は多久家本を借用筆写したもので、「御改正御書付」(四冊本)収録の諸法令のほか、「鳥ノ子御帳」の書抜を収録している。このことは、「鳥子御帳之旨を以、御改正之仕与取立」る方針のもと、当面「鳥ノ子御帳」の調査研究を命じた治茂の施策が大配分にも反映していたことを示すものであり、その意味で、本史料(九冊本)は「御改正御書付」の成立過程を示すものである。

重要なことは、本史料(九冊本)には「御改正御書付」に未収録の諸規定・法令が収録されていることである。例えば「大割其外雑務手数等」(三卷)・「諸郷村横目郷割并料米定扱又誓詞前書控」(四卷)、「従当役郷普請見斗役江相渡候書付控」・「郡方ニ付而之書付(天明元年)」・「郷方ニ付而之書付」(五卷)、「従当役御山方江相渡候書付」(第八卷)、「当役り盜賊方江相渡候書付控」・「評定所諸渡方定控」・「御牧方付而之書付控(安永二年)」・「江戸・京都・大坂・長崎・深堀従御当役被相渡候御書付控」・「長崎御番所江被相渡候書付控(安永二年)」(第九卷)等々は、「御改正御書付」に収録されていない。その理由は、「御改正御書付」収録の法令が、治茂が藩政改革の基本方針を打ち出した明和九年九月段階の法令を収録しているのに対し、本史料(九冊本)は同十月以降安永二年にかけて発布され諸規則・法令を同時に収録していることによる。なかには「郡方ニ付而之書付」のように天明元年の法令をも同時に収録している。そのため治茂の藩政改革の研究は、「御改正御書付」(四冊本)のほか、「明和御改正記録」(七冊本)・(九冊本)の分析を含めた総合的研究が必要であるが、藩政改革の基調そのものは「御改正御書付」に集約されている。